



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 今回は、節税商品その2「経営セーフティ共済」について考えてみます

節税商品といえば、本来納める税金を安くするもの。つまりお金を払って経費を作り、税金を安くするものだと思います。これらの中には、生命保険・損害保険を利用したものや、リース契約を利用したもの等があり、大きな節税効果を持ったものもたくさんあります。しかし、リスクも大きく、元本割れ(払ったお金が少なくしか戻ってこない)や、税制改正により突然経費にならなくなってしまうといった問題が起こりがちです。

当事務所がお勧めできる、いまのところ安全な節税商品?は、次の2つです。

(小規模企業共済 と中小企業倒産防止共済です)

前回は、小規模企業共済について見てみましたので、今回は、**中小企業倒産防止共済**、愛称「**経営セーフティ共済**」についてみてみます。

### 1. 制度の概要・加入資格

加入資格は引き続き1年以上事業を行っている以下の中小企業者です。

- ・従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業、建設業、運輸業その他の業種の会社及び個人。
- ・従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人。
- ・従業員100人以下または資本金5,000万円以下のサービス業の会社及び個人。
- ・従業員50人以下または資本金5,000万円以下の小売業の会社及び個人。

### 2. 掛け金

- ・毎月の掛け金は、5,000円から80,000円までの範囲内(5,000円単位)で自由に選べます。
- ・加入後、増・減額ができます(ただし、減額する場合は一定の要件が必要)。
- ・掛け金は、総額が320万円になるまで積み立てることができます。
- ・掛け金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入できます。

### 3. 共済金の貸付事由

加入後6か月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難となった場合です。

### 4. 貸付金額

掛金総額の10倍に相当する額か、回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります(一共済契約者当たりの貸付残高が3,200万円を超えない範囲)。

### 5. 貸付期間

5年(据置期間6か月を含む)の毎月均等償還です。

### 6. 貸付条件

無担保・無保証人・無利子です(但し、貸付けを受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます)。

### 7. 一時貸付金の貸付け

加入者は取引先事業者が倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

### 8. 節税効果と注意点

掛金は、法人の場合は税法上損金算入(経費になる)できます。

掛金は、個人の場合は税法上全額が必要経費に算入できます。ただし不動産所得のみの個人事業主は必要経費に算入できませんのでご注意下さい。

解約したときは、受取時点で、個人の場合は、事業所得の雑収入、また法人の場合は、益金となります。

掛金総額に対して100%の解約手当金がもらえるのは掛金納付月数が40か月以上からです。

掛金・解約手当金に利息はつかないのでインフレになったら損をする。